

公募要項に関する意見・質問について

	資料名	意見又は質問項目	意見又は質問内容	スポーツ振興課 回答
1	指定管理者公募要項	■第1の2管理に当たっての条件(4)のイ利用料金	利用料金の額は、設置条例で定める範囲内において、道の承認を受けて指定管理者が定めますが、料金が設定されていない施設においてイベントや物産展などの利用がある場合も道の承認を受けて料金を定めることは可能でしょうか。	料金が設定されていない施設(北海道立体育センター条例で料金の額の定めがない箇所)においては、利用目的等を判断した上で、道が使用許可を行い、指定管理者が料金を定めることが可能です。
2	指定管理者公募要項	■第2の(3)負担金限度額 【参考】負担金限度額の積算内訳	積算内訳のうち、「直接人件費」は4年前(前期)と比較して約770万円の減額となっているが、どのような考え方で削減されているのでしょうか。	賃金構造基本統計調査による単価(北海道、サービス業、男女平均、10～99人規模)、道の会計年度任用職員単価と、地域の実態等を踏まえた額のいずれか低い額を用いて積算しています。
3	指定管理者公募要項	■第2の(3)負担金限度額 【参考】負担金限度額の積算内訳	積算内訳のうち、「外部委託費」は人件費が占める業務と考えるが、単年度あたりの金額は4年前(前期)と同額になっています。北海道の地域別最低賃金(時間額)の令和3年度は889円で平成30年度から約6.5%UPしています。賃金の上昇が反映されていないと思いますが何故でしょうか。	外部委託費については、大幅な変動要素がないことから、前回の積算額と同額としています。
4	指定管理者公募要項	■第2の(3)負担金限度額 【参考】負担金限度額の積算内訳 ■第8その他の事項 2大会開催について	令和5年度は全国高校総体の実施に係る減収補填(30,336千円)が見込まれているが、積算の根拠は条例に基づく利用料金を勘案して積算されているのでしょうか。また、日程など大会運営に変更が生じた場合、補填額も変更になるのでしょうか。	減収補填の積算については、過去実績に基づく金額としています。日程など大会運営に変更が生じた場合は、別途協議とする予定です。

資料名	意見又は質問項目	意見又は質問内容	スポーツ振興課 回答
5 指定管理者公募要項	<p>■第8その他の事項 8温室効果ガス削減の取組について (1)再生可能エネルギー由来電力の調達 (2)その他</p>	<p>(1)可能な限り電力に由来する温室効果ガスの削減を推進することとし、再生可能エネルギー由来電力の調達に努めることとされていますが、電力の調達に当たってどのような要件を示さなければならないのでしょうか。</p> <p>(2)再生可能エネルギー由来電力の調達に取り組むことが困難な場合は、速やかに道と協議することとしているが、どのようなケースを想定しているのでしょうか。また、協議の結果、電気料金に一定の増減が生じた場合、道は負担金を見直すのでしょうか。</p>	<p>(1)環境省が作成している「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」等を参考に、施設で使用する電力における再生可能エネルギー由来電力の比率又は調達の考え方等を示してください。 参照：環境省「公的機関のための再エネ調達実践ガイド「気候変動時代に公的機関ができること～「再エネ100%」への挑戦～」 https://www.env.go.jp/earth/earth/re100_1/RE100guidebook.pdf</p> <p>(2)再エネ電力調達が困難な場合としては、例えば、再エネ電力の調達のために設備の改修等が必要な場合や、見積等の結果、現在の負担金では比率を問わず再エネ電力の調達は不可能である場合などを想定しています。 なお、電気料金に一定の増減が生じた場合でも、道は負担金の見直しを行いません。</p>
6 要求水準書	<p>■別紙1 管理の目標</p>	<p>3達成目標及び業績指標の(1)利用促進の項目「①施設利用者数の増員」「②国際・全国規模のスポーツ大会開催誘致」等の指標については、今後、コロナ禍の影響など対応ができない理由が生じた場合、指標値を状況に応じて見直すことはあるのでしょうか。</p>	<p>特殊事情のため、目標達成できなかった場合は、要求水準書別紙1「管理の目標」の達成度の評価方法2調整点により、指標値を見直すのではなく、評価点を調整して加点を行います。</p>
7 指定管理者候補者決定基準	<p>■【表2】必須項目審査に係る審査項目 ②のf) ■加点審査項目に係る評価の視点 2-①</p>	<p>「目標達成に向けた具体的な取組」の1～9に示されている温室効果ガスの排出抑制に向けた取組について、今後、提案された内容を道は指定管理者に対し報告などを求めるのでしょうか。</p>	<p>計画する取組を申請書に記載してください。 指定管理期間中、必要に応じて報告を求める場合があります。</p>
8 指定管理者候補者決定基準	<p>■【表2】必須項目審査に係る審査項目 ②のg) ■加点審査項目に係る評価の視点 2-①</p>	<p>ICTを活用した利用者の利便性向上のための取組について、評価の視点では、施設利用に係る申請などの手続きについてオンライン化やキャッシュレス決済の導入などを予定されていることとあるが、一方、要求水準書で示された施設予約管理システムでは、新たな予約管理機能や料金管理機能が必要となるのではないのでしょうか。機能の開発費やキャッシュレスに伴う端末関連費など目標を達成するための必要な経費は、道の負担と考えるのでしょうか。</p>	<p>道が費用負担するものではありません。</p>